| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 実施していない理由 | |
| | ⑵-④　荷主、連鎖化事業者又は貨物自動車運送事業者等に対し、⑴-①～⑦の取組その他の運転者の荷待ち時間等の短縮のための取組に関する提案をすることができる場合にあっては、当該提案をするとともに、これらの者から当該提案を受けた場合にあっては、当該提案に基づき必要な措置を講ずること。 | | |
| | 実施状況の詳細 | □　実施している<br>□　一部で実施している<br>□　実施していない | |
| | | 具体的な措置の内容 | |
| | | 実施していない理由 | |
| | ⑵-⑤　物資の流通に係るデータの標準化を実施することその他の措置により、物資の流通に関する多様な主体との連携を通じた効率化のための取組の実施の円滑化を図ること。 | | |
| | 実施状況の詳細 | □　実施している<br>□　一部で実施している<br>□　実施していない | |
| | | 具体的な措置の内容 | |
| | | 実施していない理由 | |
| | ⑵-⑥　無人搬送車を導入することその他の措置により、貨物自動車関連事業者の管理する施設における作業の自動化を図ること。 | | |
| | 実施状況の詳細 | □　実施している<br>□　一部で実施している<br>□　実施していない | |
| | | 具体的な措置の内容 | |
| | | 実施していない理由 | |
| | ⑵-⑦　国、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図ること。その際、必要に応じて取引先に対し協力を求めること。 | | |
| | 実施状況の詳細 | □　実施している<br>□　一部で実施している<br>□　実施していない | |
| | | 具体的な措置の内容 | |
| | | 実施していない理由 | |

備考　１　「具体的な措置の内容」は、補足がある場合の任意記載欄であるが、各号に例示された取組以外の措置を講じている場合は必ずその内容を当該欄に記載すること。

２　「実施していない理由」は、「実施していない」を選択した場合のみ記載すること。なお、各号に例示された取組の一部又は全部を実施しており、かつ、それ以外の措置を実施していない場合においては、「実施していない理由」の欄の記載は任意とする。

３　「到着時刻表示装置」とは、施設における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業者等から提供された当該施設に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置をいう。

４　「一貫パレチゼーション」とは、輸送、荷役又は保管の各段階において同一のパレットを使用することをいう。

５　「無人搬送車」とは、自動的に走行し、貨物を搬送する機能を有する車両をいう。